

二弁平成28年人第831号
2016年（平成28年）7月14日

府中刑務所
所長 殿

第二東京弁護士会
会長 早稲田 祐美子

要 望 書

当会は、当会人権擁護委員会の調査の結果、申立人H氏からの人権救済申立事件について、貴所に対し、下記のとおり要望します。

要 望 の 趣 旨

貴所に対し、申立人が貴所収容中、申立人の希望に応じて、肉を除いた食事（肉抜き食）を提供するよう要望する。

要 望 の 理 由

1 認定した事実の概要

平成26年4月14日、申立人は、所長に対する苦情の申出を行い、その内容は、ベジタリアン食への変更をしないのは人権侵害であるというものだった。

相手方は、平成26年6月ころ、申立人が食事の際に副食から肉類を取り除いて喫食していたことを確認した。

平成26年6月20日、申立人に対するアレルギー検査を実施したが、牛肉、豚肉及び牛乳のいずれについても「アレルギーなし」との結果であったことから、申告人のベジタリアン食への変更は認めなかった。

申立人が医学上「肉アレルギー症状」とであると断定するに足りる証拠は存在しないものの、少なくとも申立人は、平成26年4月14日にベジタリアン食への変更を求めて苦情の申出をしており、それ以降2年以上の長期間にわたり申立人が同旨の内容について一貫して訴えている。

それにもかかわらず、相手方は、申立人に対し、肉入りの食事を継続して提供し続けている。

2 判断

食事が生命・健康の維持に最も必要不可欠なものであり、また自己の嗜好に応じた食事を取ることが阻害されないことが人にとって基本的な権利であることによそ異論はなく、食事を自ら選択できる自由は幸福追求権（憲法13条）において保障されていると解される。そして、このことは、受刑者であっても、何ら変わりはない。このことからすれば、刑事施設の規律及び秩序維持のための人権制約が認められるとしても、最小限度でなければならず、被収容者の健康保持を害する結果をもたらす制限を行ったり、また被収容者の健康保持を害する結果をもたらしている状態を放置することまでは許容されない。

上記のとおり、申立人は、相手方において長期間にわたり、肉入りの食事を継続して提供されているため、結局、提供された食事を満足に摂ることができない状態が続いており、これは申立人の健康保持を害するおそれが極めて大きく、これでは、被収容者の健康が保持されるという収容における当然の前提が損なわれているといわざるを得ない。

加えて、申立人に対して肉抜き食を提供することを認めても、菜食主義者が一人増加したのと変わらないから、相手方の負担の点からも特に支障を来すことはない。

よって、本件において、申立人の意向に反して肉抜き食の提供をしない措置は、人権侵害であると認められ、要望を行うものである。

以 上